

平成22年4月1日制定

## 「くじ」による落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の9に規定に基づき、落札となるべき同価の入札者が二人以上ある場合のくじの方法は、次のとおりとし、これにより落札候補者（以下「落札者」という。）を決定します。

### 1 電子入札システムで発注する案件（一般競争入札、指名競争入札、競争見積り合わせ）

#### 【くじの方法】

入札順位	くじ対象業者	入力くじ番号(※1)	入札書送付日時 (ミリ秒)	決定くじ番号(※2)	くじ結果
0	A社	123	平成30年4月23日10時12分56秒894	1017	
1	B社	456	平成30年4月23日11時35分22秒297	753	
2	C社	789	平成30年4月23日13時20分45秒423	1212	
3	D社	321	平成30年4月23日14時06分38秒120	441	
4	E社	654	平成30年4月23日14時53分17秒649	1303	
5	F社	987	平成30年4月23日15時44分03秒567	1554	
6	G社	135	平成30年4月23日16時58分19秒388	523	
7	H社	791	平成30年4月24日09時10分38秒052	843	
8	I社	246	平成30年4月24日09時28分40秒781	1027	
9	J社	802	平成30年4月24日10時52分08秒815	1617	○
10	K社	005	平成30年4月24日11時06分57秒010	015	

※1 入力くじ番号は、電子入札システムで入札書を送付する際に入力する任意の3桁の番号です。

※2 決定くじ番号は、入力くじ番号と入札書送付日時のミリ秒（下3桁）の合計値です。

- ① 決定くじ番号の総和：10305
- ② くじ対象業者数：11
- ③ 「① 決定くじ番号の総和」÷「② くじ対象業者数」の余り：9
- ④ 入札順位9位のJ社が、落札者（落札候補者）

#### 【計算方法】

(1) 入札書送付日時（ミリ秒含む）の早い順に、0（ゼロ）から入札順位を付番します。ミリ秒単位まで同時刻であった場合は、開札時に競争入札参加資格有資格者名簿に登録されている入札者名のカナ読みの五十音順とします。（“ア”を最も小さいものとし、“株式会社”“有限会社”等を除外した入札者名とします。また、共同企業体が対象の場合は、代表構成員の本市に登録しているカナ名で判定します。）

（付番例）入札書送付日時が最も早いA社が0位となり、2番目に早いB社が1位となる。

(2) 「決定くじ番号」を算出します。

入札書送付時に入力した3桁のくじ番号 + 入札書送付日時のミリ秒（下3桁）

（計算例）A社：123+894=1017

(3) くじ対象者の「決定くじ番号の総和」を算出します。

（計算例）A社～K社の決定くじ番号の合計

1017+753+1212+441+1303+1554+523+843+1027+1617+015=10305

(4) 「決定くじ番号の総和」÷「くじ対象者数」の余りを算出します。

10305 ÷ 11 = 936 余り 9

⇒ 余りの数と入札順位が一致する事業者が「落札者（落札候補者）」となります。（上記例でいうとJ社が落札者）

# 入札制度関連情報<共通>

## 2 郵便入札で発注する案件（一般競争入札）

### 【くじの方法】

			立会人くじ番号（※1） （I）	
			148	
入札順位	くじ対象業者	入札書くじ番号（※2） （II）	決定くじ番号（※3） （I）+（II）	くじ結果
0	A社	950	98（1098）	
1	B社	963	111（1111）	
2	C社	987	135（1135）	
3	D社	123	271	
4	E社	147	295	
5	F社	159	307	
6	G社	321	469	
7	H社	326	474	
8	I社	456	604	
9	J社	487	635	
10	K社	654	802	○
			決定くじ番号の総和 4201	

- ※1 立会人くじ番号は、開札時に代表立会人（※4）がくじを引いて決定する3桁の番号です。
- ※2 入札書くじ番号は、くじ対象業者が入札書に記入した任意の3桁の番号です。未記入の桁、数字以外が記入されている桁、及びその他不明瞭な桁は0とします。
- ※3 決定くじ番号は、立会人くじ番号と入札書くじ番号を合計した数字の下3桁の番号です。
- ※4 代表立会人  
郵便入札案件については、原則として、次のとおりとします。  
代表立会人として入札参加者の中から1者に立ち会いをお願いします。代表立会人は、参加申請の順番が「参加業者÷2（小数点以下切り上げ）」に該当する方とします。都合により来庁できない場合は、該当する順番に近い参加者の方へお願いします。なお、代表立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない横須賀市職員を代表立会人とします。  
（例 入札参加者が25者の場合  $25 \div 2 = 12.5$  よって、申し込みの順番が13番目の方。都合により来庁できない場合は、12番目、14番目、11番目・・・の順番をお願いします。）

「決定くじ番号の総和（4201）」÷「くじ対象者数（11）」の余り：10  
⇒入札順位10位のK社が、落札者（落札候補者）

## 【計算方法】

### (1) 「立会人くじ番号」の決定

開札時に代表立会人が0～9の数字が書かれた棒を1本ずつ計3回（計3本）引いて、3桁の数字を決定します。（棒は1回ずつ戻し、1回目が百の位、2回目が十の位、3回目が一の位とします。）

### (2) 「決定くじ番号」の算出

入札書に記入した「入札書くじ番号」と、(1)で決定した「立会人くじ番号」を合計して、「決定くじ番号」（合計した数字の下3桁）を算出します。

### (3) 入札順位の決定

(2)で決定した「決定くじ番号」の小さい順（000を最も小さいものとします。）から0位、1位・・・とします。同じ番号があった場合は、入札者名（カナ読み）の五十音順とします。（“ア”を最も小さいものとし、“株式会社”“有限会社”等を除外した入札者名とします。）

### (4) 落札者（落札候補者）の決定

(2)で算出した「決定くじ番号」の総和÷「くじ対象者数」の余りを算出します。

⇒ 余りの数と入札順位が一致する事業者が「落札者（落札候補者）」となります。（上記例でいうとK社が落札者）

## 3 その他

上記「1 電子入札システムで発注する案件」、「2 一般競争入札（郵便入札）」以外の方式で発注する案件」及び上記1・2の方法に必要な条件が整わない場合は、くじの対象となる入札者がくじ棒を引く方法により落札者を決定します。詳細は以下の通りとなります。

## 【くじの方法】

- ① 0～9の数字が書かれた棒、10本の中から1本引きます。
- ② その後①で引いた棒を戻さず、もう一度9本の中から1本を引きます。
- ③ 決定数字を1回目に引いた数字を一の位、2回目に引いた数字を十の位とします。
- ④ 決定数字が最も大きい入札者が落札者となります。
- ⑤ 決定数字が複数いた場合は、対象者だけで①～④を行います。

※ くじの対象となる入札者が都合により来庁できない場合またはくじに応じない場合は、当該入札事務に関係のない横須賀市職員がくじを引きます。

※ くじの方法が入札公告に記載されている場合は、入札公告に記載しているくじの方法が有効になります。

例)

A者 : 1回目に引いた数字が“3”、2回目が“9”の場合、決定数字は“93”

B者 : 1回目に引いた数字が“9”、2回目が“2”の場合、決定数字は“29”

◎決定数字が大きいA者が落札。

#### 4 くじによる落札候補者が落札決定までの間に落札外又は無効となった場合の取扱い

開札でくじにより落札候補となった者が、落札決定までの間に落札外又は無効となった場合は、当該候補者の次の入札順位の者（当該候補者の入札順位が最後位の場合は、電子入札システムで発注する案件においては0位の者、それ以外の案件は1位の者）を落札候補者として取扱います。なお、次順位の者も落札外又は無効である場合は、順次、次の入札順位の者を落札候補者とします。

##### 〔落札外となる場合の主な例〕

- 工事の技術者配置条件を満たさない
- 積算内訳書の工事価格が入札金額と異なっている
- 積算内訳書の工事価格に記載がない
- 本市発注の手持ち工事件数が別途定められた上限件数に達している

##### 〔無効となる場合の主な例〕

- 入札書に予定技術者届又は積算内訳書が添付されていない
- 指名停止措置を受けた
- その他入札条件を満たさなくなった

平成24年10月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成29年10月2日改正

平成30年2月9日改正

平成30年4月1日改正

平成30年12月19日改正